

評価者が目標の達成度等について相互に理解を深める重要な機会であり、評価者は、被評価者の意見を汲み取るとともに、きめ細やかなフィードバックに努めなければならない。さらに、より効果的な評価結果の活用方法について研究検討を行っていく必要がある。

(3) 高齢期における職員の活用

人事院の「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」の最終報告を踏まえ、高齢期における職員の本市組織にふさわしい活用方法について、定年延長も含めて検討する必要がある。その際には採用から退職までの昇進管理や給与処遇等の全体に目配りした人事管理のあり方についても検討することが必要である。

3 働きやすい勤務環境の実現

(1) 仕事と生活の調和の実現

ア 超過勤務の縮減

今後とも昨年3月に策定された「時間外勤務の縮減にかかる指針」に基づく取り組みを着実に実施していくことが必要である。特に管理職員にあっては、業務執行の効率化に率先して取り組むとともに、職員の勤務時間管理を適切に行う必要がある。

なお、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえ、超過勤務手当の支給割合について所要の改定を行うことが必要である。

イ 両立支援の推進

改正育児・介護休業法を踏まえ、子の看護休暇の拡充や介護のための短期休暇の新設等について検討する必要がある。また、「大阪市特定事業主行動計画」の後期行動計画の策定にあたっては、所属別の制度利用状況の公表等や育児休業等の代替要員の確保策等について検討する必要がある。

ウ メンタルヘルス対策の推進

改めてメンタルヘルス相談体制等の基本的な知識を全職員に周知徹底することが必要である。また、周囲に気軽に相談できる風通しのよい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。

(2) 福利厚生制度の最適化

市民の理解を第一の条件とした上で、国の研究会における議論の動向も注視しつつ、本市の福利厚生の理念・目的、具体的事業について整理・検討を行い、本市の福利厚生制度の最適化を図る必要がある。

【参考】人事院勧告のポイント

①民間給与との較差（▲0.22%）を解消するため、月例給を引下げ

- ・給料表引下げ改定（若年層及び医療職（一）は据置き）
- ・持家にかかる住居手当の廃止

②期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（▲0.35月分）

③超過勤務手当の支給割合について、労働基準法の改正を踏まえた引上げ

消費者物価指数の推移

平成17年=100

	全 国	大 阪 市
平成18年	100.3	100.1
平成19年	100.3	100.0
平成20年	101.7	100.7
平成21年	100.4	100.0

- (注) 1 各年の指数(総合)は、年平均値
 2 平成21年の全国は、平成21年1月～平成21年11月までの平均値
 3 平成21年の大阪市は、平成21年1月～平成21年12月までの平均値

大都市の予算規模比較

(単位: 億円)

	21年度予算総額	対前年度 (%)	20年度予算総額	対前年度 (%)
大阪市	38,399	△ 0.4	38,560	△ 4.6
横浜市	32,591	△ 1.8	33,195	△ 2.3
東京都	128,338	△ 4.1	133,855	2.4
大阪府	42,181	1.5	41,568	△ 3.3

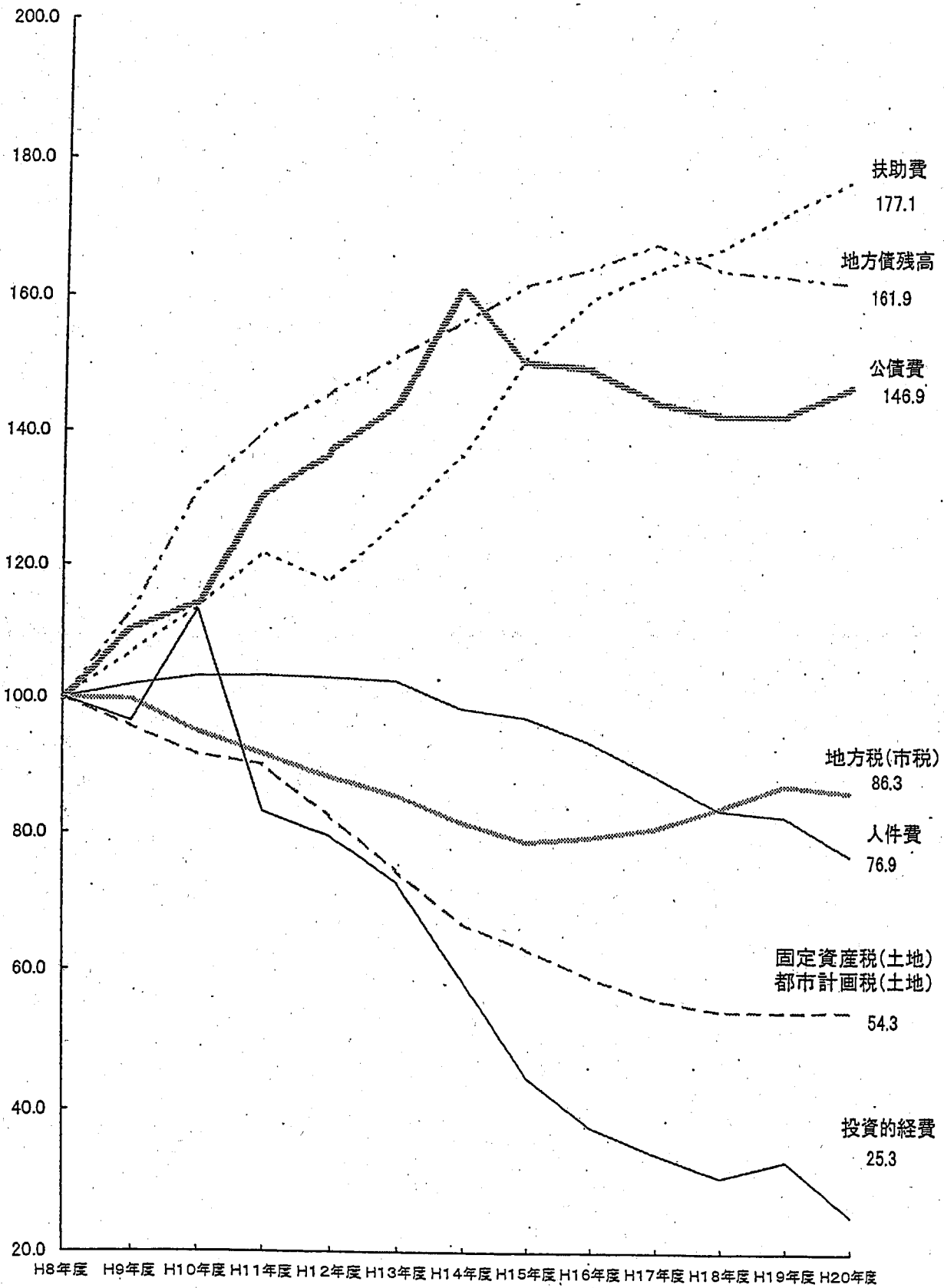
平成20年度 大阪市普通会計決算額

(単位: 億円・%)

	決算額		伸び率		決算額		伸び率
	20年度	19年度			20年度	19年度	
歳入総額	15,551	15,773	△ 1.4	歳出総額	15,529	15,733	△ 1.3
地方税	6,708	6,785	△ 1.1	義務的経費	8,552	8,575	△ 0.3
譲与税・交付金	733	774	△ 5.2	人件費	2,565	2,756	△ 6.9
地方交付税	169	105	61.0	扶助費	3,849	3,746	2.7
国庫支出金	2,583	2,574	0.3	うち生活保護費	2,382	2,324	2.5
地方債	1,451	1,410	2.9	公債費	2,138	2,073	3.1
一般債	649	680	△ 4.5	投資的経費	1,242	1,622	△ 23.4
特別債	802	730	9.8	その他経費	5,735	5,536	3.6
その他	3,907	4,125	△ 5.3	うち物件費	1,071	1,149	△ 6.8
うち財産収入	286	379	△ 24.5				

	20年度	19年度
形式収支	2,262百万円	4,003百万円
実質収支	449百万円	434百万円
経常収支比率	99.2%	99.9%

普通会計決算の推移(H8年度を100とした場合)



市 会 活 動 状 況

事項 年	会期日数	本 会 議 開会日数	議決件数	常任委員会開会日数		6常任 委員 協議会	特別 委員会	運営 委員会
				6委員会	1委員会 平均			
13	86	13	277	102	17.0	0	34	19
14	81	11	258	94	15.7	1	27	16
15	70	11	220	94	15.7	0	17	18
16	114	16	236	114	19.0	4	35	24
17	80	9	332	101	16.8	12	21	13
18	116	14	417	116	19.3	6	43	21
19	72	10	263	91	15.2	1	23	15
20	112	13	340	102	17.0	6	39	20
平均	91.4	12.1	292.9	101.8	17.0	3.8	29.9	18.3

(注)：特別委員会→(⑬：6委員会)決算特別委員会(2委員会)、大都市税財政制度確立促進特別委員会
 大都市制度行政調査特別委員会、環境対策特別委員会、オリンピック招致特別委員会
 (⑭：5委員会)決算特別委員会(2委員会)、大都市税財政制度確立促進特別委員会
 大都市制度行政調査特別委員会、環境対策特別委員会
 (⑮～⑰：5委員会)決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、都市再生特別委員会
 環境対策特別委員会
 (⑱：6委員会)決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、都市再生特別委員会
 環境対策特別委員会、市政改革特別委員会
 (⑲～㉑：5委員会)決算特別委員会(2委員会)、大都市・税財政制度特別委員会、
 環境対策特別委員会、市政改革特別委員会
 ・上記の特別委員会のうち、決算特別委員会(2委員会)を除く4委員会は、⑩までは特設委員会

請願・陳情受理件数

年 \ 事項	請 願	陳 情
13	28	49
14	30	57
15	24	58
16	22	110
17	10	242
18	28	81
19	17	87
20	12	94

議 会 活 動 状 況 比 較 表

平成21年11月調査

	人 口	議 員 数 (条例定数)	議 員 1 人 当たり人口	本会議開催状況		常任委員会状況		特別委員会状況		請願・陳情受理件数	
				会期日数	本会議 開会日数	設 置 数	開 会 数	設 置 数	開会日数	請 願	陳 情
大阪市	2,663,096	89	29,922	112	13	6	102	5	39	12	94
札幌市	1,904,824	68	28,012	112	13	6	72	8	54	5	1,222
仙台市	1,034,334	60	17,239	98	33	6	78	8	32	6	16
さいたま市	1,213,348	60	20,222	127	28	6	115	7	65	95	10
千葉市	956,161	54	17,707	86	40	5	28	4	13	18	13
川崎市	1,410,395	63	22,387	115	29	5	166	2	9	39	66
横浜市	3,673,094	92	39,925	95	16	8	95	7	24	95	52
新潟市	812,573	56	14,510	89	24	4	119	5	33	12	94
静岡市	717,178	53	13,532	111	25	6	41	6	27	2	11
浜松市	811,085	54	15,020	105	22	5	56	5	22	3	15
名古屋市	2,258,767	75	30,117	104	24	6	275	6	56	30	17
京都市	1,466,042	69	21,247	106	15	5	106	1	5	30	18
堺市	838,177	52	16,119	107	23	6	25	9	29	0	87
神戸市	1,537,515	69	22,283	96	16	6	54	3	20	35	247
岡山市	704,189	52	13,542	98	43	6	119	4	12	4	62
広島市	1,171,132	55	21,293	81	22	6	54	6	32	7	28
北九州市	983,080	61	16,116	78	24	6	97	5	25	8	41
福岡市	1,452,530	63	23,056	72	27	5	86	5	24	30	9
東京都	12,993,920	127	102,314	89	18	9	155	5	28	119	115
大阪府	8,841,961	112	78,946	92	33	8	103	3	13	26	55

(注) 1)人口は直近の推計人口ベースによる。

2)特別委員会は、地方自治法第110条により設置されているもののみを記載した(議案審査の特別委員会は除く)。

3)会議開催状況は、平成20年1月1日から12月31日までの集計。

政令指定都市・大阪府・東京都の世帯数

	人口	世帯数	人口／世帯	議員数 (条例定数)	議員1人 当たり世帯数
大阪市	2,663,096	1,306,299	2.0	89	14,678
札幌市	1,904,824	890,337	2.1	68	13,093
仙台市	1,034,334	457,769	2.3	60	7,629
さいたま市	1,213,348	507,012	2.4	60	8,450
千葉市	956,161	401,857	2.4	54	7,442
川崎市	1,410,395	652,947	2.2	63	10,364
横浜市	3,673,094	1,578,953	2.3	92	17,163
新潟市	812,573	309,591	2.6	56	5,528
静岡市	717,178	282,103	2.5	53	5,323
浜松市	811,085	306,138	2.6	54	5,669
名古屋市	2,258,767	1,013,096	2.2	75	13,508
京都市	1,466,042	676,685	2.2	69	9,807
堺市	838,177	343,340	2.4	52	6,603
神戸市	1,537,515	677,479	2.3	69	9,819
岡山市	704,189	292,573	2.4	52	5,626
広島市	1,171,132	511,533	2.3	55	9,301
北九州市	983,080	429,667	2.3	61	7,044
福岡市	1,452,530	697,420	2.1	63	11,070
東京都	12,993,920	6,247,680	2.1	127	49,194
大阪府	8,841,961	3,826,933	2.3	112	34,169

※人口・世帯数は推計人口ベースによる。

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭28. 4. 1 条例35
最近改正 平20. 3. 3 条例 8

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
市 長	省 略	省 略
	大阪市特別職報酬等審議会	市長の諮問に応じ、市会議員の報酬、政務調査費並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額に係る意見の具申に関する事務
省 略	省 略	省 略

（委任）

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

大阪市特別職報酬等審議会規則

制 定 昭42. 12. 5 規則78

最近改正 昭57. 4. 1 規則30

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条の規定に基づき、大阪市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織運営その他必要な事項について定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、大阪市の区域内の公共的団体等の代表者、学識経験者及び市民の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(施行の細目)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会議の公開要領

大阪市特別職報酬等審議会

1 公開の方法

(1)傍聴定員

審議会の傍聴定員は、10名以上とする。

(会場設営等を考慮して、その都度定員を決定する。)

(2)申込受付

申込みの受付は、会議の当日、会場で会議開催の30分前から開始する。

なお、会議の開催予定時刻の15分前の時点で定員を超えている場合は抽選を行うが、定員に満たない場合は先着順で定員に達するまで入場することができるものとする。

抽選の方法については、くじにより公正及び平等に行う。

(3)傍聴席

傍聴席には、原則としていすと机を用意する。また、必要に応じて記者席を設けるものとする。

(4)資料の配布

傍聴者には、原則として委員に配布する資料と同じものを用意する。

(5)会議中における会場の秩序維持

会議の公正・円滑な運営が妨げられることのないよう、傍聴要領(別紙1)を作成し、受付の際に配布して周知するものとする。

傍聴者が傍聴要領の遵守事項に違反し、会議の妨げになると認められる場合、会長は次の措置を講ずることができる。

- ① 違反した行為を注意する。
- ② 注意しても、なおこれを改めないときは退場させることができる。
- ③ 会長の指示(退場の指示)に従わず、会議の公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的を達成できないと認められる場合については、会議を一時中断することができる。
- ④ それでも、会場の秩序維持が困難であると認められる場合は、会議を中止することができる。

(6)写真撮影等の許可

会議の場で、会長の許可を得た場合に限り、傍聴者が写真撮影や録画、録音などを行うことを認める。

(7)報道機関の取材に対する配慮

報道機関が社会的に重要な役割を果たしていることから、会長の許可を得たうえで、審議の支障にならない範囲内において取材等に対して配慮する。

2 会議開催の周知

(1) 会議開催の周知にあたっては、開催日の1週間前までに、必要な事項を市役所の掲示場に掲示し、かつ、大阪市ホームページに掲載する。

ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(2) 具体の会議開催周知

・市役所の掲示場の掲示

開催日の概ね1週間前までに、掲示文（別紙2）を作成し、掲示を依頼する。

・大阪市ホームページへの掲載

開催日の概ね10日前までに、入力原票（別紙3）を作成し、掲載を依頼する。

3 情報の提供

情報の提供として、会議録を作成する。

4 その他

この要領に定めのない事項は、会長が定める。

傍 聴 要 領

大阪市特別職報酬等審議会

1 傍聴手続

- ① 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入し、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- ② 傍聴の申し込み手続は、会議の開催予定時刻の30分前から、開催場所で受付を行います。

なお、傍聴の申し込みが、会議の開催予定時刻の15分前の時点で定員を超えている場合は抽選を行いますが、定員に満たない場合は先着順で定員に達するまで入場することができます。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- ① はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- ② 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- ③ 飲食又は喫煙をしないこと
- ④ 携帯電話、ポケットベルなどは、受信音などを出さないこと
- ⑤ 写真撮影、録画、録音などは行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- ⑥ 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- ⑦ その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- ① 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- ② 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。

別紙 2

庁 前 掲 示 文 (案)

大阪市特別職報酬等審議会公告第 号

大阪市特別職報酬等審議会の会議を、次のとおり開催します。

平成○年○月○日

大阪市特別職報酬等審議会 会長 ○○ ○○

1 開催日時

平成○年○月○日 (○) 午前 (後) ○時○分から午前 (後) ○時○分まで

2 開催場所

大阪市役所本庁舎○階○○会議室

大阪市北区中之島1丁目3番20号

3 会議の議題

○○について

4 傍聴者の定員

○○名

5 傍聴手続き

傍聴希望者は、会議の当日午前 (後) ○時○分から、上記開催場所で受付を行います。

なお、傍聴の申し込みが、午前 (後) ○時○分の時点で定員を超えている場合は抽選を行います。定員に満たない場合は先着順で定員に達するまで入場することができます。

6 問い合わせ先

大阪市総務局人事部給与担当

大阪市北区中之島1丁目3番20号

電話 (06) 6208-7527

別紙 3

第1回大阪市特別職報酬等審議会の開催について

日時： 平成〇年〇月〇日（〇） 午前（後）〇時〇分～午前（後）〇時〇分

場所： 大阪市役所本庁舎〇階〇〇会議室

大阪市北区中之島1丁目3番20号

議題： 〇〇について

傍聴者の定員：〇〇名

傍聴手続： 傍聴希望者は、会議の当日午前（後）〇時〇分から、上記開催場所で傍聴の受付を行います。

なお、傍聴の申し込みが午前（後）〇時〇分の時点で定員を超えている場合は、抽選を行います。定員を超えていない場合は、先着順で定員まで入場することができます。

問い合わせ先：大阪市総務局人事部給与担当

大阪市北区中之島1丁目3番20号 TEL 06-6208-7527

